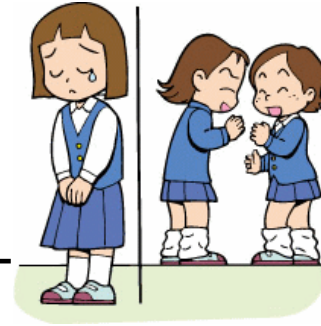


学校いじめ防止基本方針

能登町立松波中学校

令和8年度(R7, 4, 30改訂)

- 1 いじめ問題についての学校の取組
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの未然防止
- 4 いじめの早期発見
- 5 学校の指導体制
- 6 いじめの早期対応
- 7 重大事態への対処



1 いじめ問題についての学校の取組

(1) 学校を挙げた積極的な対応

- ① いじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- ② 外部関係機関及び家庭や地域と連携し「風通しのよい学校づくり」を推進する。
- ③ 組織的に対応し、常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導で生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

(2) いじめ防止のための基本姿勢

【常態的・先行的（プロアクティブ）】

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底し、すべての生徒を対象とした「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」指導を行う。また、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員が十分に認識する。
*学校が徹底して守り通す姿勢を、日頃から示す。
- ② 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
*教職員の言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりしてはならない。
- ③ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
*生徒の発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

【即応的・継続的（リアクティブ）】

- ④ いじめを把握したら、何よりもいじめられている生徒の保護を最優先する。いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、心のケアを行う。安全な居場所の確保やいじめている生徒や学級・ホームルーム全体への指導を行う。いじめられた生徒といじめている生徒との相互の関係修復を図る。
*いじめている生徒には、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示す。

- ⑤ いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

*一場面での指導により解決したことを即断せず、継続して必要な指導を行う。

2 いじめの理解

(1) 「いじめ」とは何か

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには多様な態様があり、「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈せず、本人がそれを否定しても、表情や様子をきめ細かく観察して確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人間関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、判断する。
- ・SNS等インターネット上での悪口などを知らずにいる場合（心身の苦痛を感じるに至らないケース）でも、加害行為を行った生徒については、適切な対応が必要である。
- ・軽い言葉（好意から行った好意）で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築いた場合、柔軟に対応できるが、情報共有は必要である。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

◇いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。

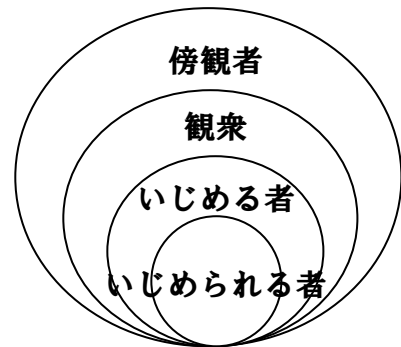
- ・いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働く。
- ・ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫」「心配ない」ということを周囲や自分に示そうとする。

- ▼ いじめ行為を維持・悪化させる。教職員の発見を難しくさせる。
- ▼ 加害者が「あれは遊び」「あいつも喜んでた」という逃げ口上につながる
- ▼ 早期発見できなかった教職員の逃げ口上にもなりえる。

(3) いじめの四層構造

◎ いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立していない。

- ・ はやし立てたり面白がったりしている「観衆」
 - ・ 周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」
- これらの存在によって成り立っている



★傍観者の中から「仲裁者」が現れる学級経営を行うことが大切である

【留意点：いじめる心理】

- ・ いじめの衝動を発生させる原因を理解しておくことが重要。
「心理的ストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」
「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚や悪ふざけ意識」「いじめの被害者からの回避感情」

(4) いじめの態様

手段によるいじめ

- ① 言葉での脅かし
- ② 冷やかす・からかい
- ③ 持ち物隠し
- ④ 仲間はずれ
- ⑤ 集団による無視
- ⑥ 暴力をふるう
- ⑦ たかり
- ⑧ お節介・親切のおしつけ
- ⑨ その他

動機によるいじめ

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うっ憤晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間を引き入れるためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

構成によるいじめ

- I 単 独
- II 数 名
- III 大 勢

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、又は財産等に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。学校のみで対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」

損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、法律上の扱いを学ぶ取り組みを行う。

- ・暴行または脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」
- ・自転車を故意に破損させる → 「器物破損罪」
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて誹謗・中傷する → 「名誉棄損罪」「侮辱罪」
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」
- ・裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する → 「児童ポルノ提供等」

3 いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、校長のリーダーシップのもとすべての教職員が計画的に・検証しながら取組をすすめる。

(1) わかる授業づくり

◎いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

① 「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり

- ・思わず取り組みたくなるような課題を設定し、生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。

② 学習指導の場における積極的な生徒指導

- ・生徒に自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること、安全・安心な風を醸成することの四つの視点に留意する。

③ 学び合い・認め合い学習（対話）

- ・学習過程や学習形態を工夫し、すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

④ 教職員の学び合い

- ・互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

◎学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育

- ・道徳のねらいを全教職員で共通理解し、意図的・計画的に実践する。

② 魅力的な教材の開発や活用

- ・生徒にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、生徒の心に残る道徳の時間を心がける。

③ 人権教育講話・人権教室

- ・校内・校外講師による人権教育講話や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の育成

◎校内での規律や授業中の規律を定着させ、規範意識を醸成して生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

① 積極的な生徒指導の推進

- ・キャリア形成と関連付けて生活目標や学級目標の意味を考えさせ、なりたい自分になるために必要な行動を考えさせ価値づける。

② 問題行動への対処

- ・「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

④ 学習ルールの徹底

- ・学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは、徹底してやり通す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

◎すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会（ボランティア活動や自然体験）を提供し、自己有用感が高められるよう努める。

① 「ピア（仲間）・サポート」

- ・異学年との交流を通じ、「お世話される体験」と成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用観や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

② 家庭・地域との共同作業・高齢者と触れ合う活動

- ・家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるような共同作業を行う。また、特別養護老人ホームと様々な場面で交流する。

③ チャレンジ週間の設定

- ・個人または小グループで力を合わせて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設け、生徒の自己肯定観を高める。

(5) 生徒会などが中心となった体験活動・ボランティア等の取り組み

◎「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくり、自主的に考え議論する等いじめ防止に資する活動を行う。

① 「いじめ追放宣言」「いじめ撲滅宣言」などの採択、「あいさつ運動」の推進

- ・生徒会活動の日常的な活動として、「いじめ追放」や「あいさつ運動」の取組を柱とすることとし、議会や総会で宣言を採択すると同時に、意見交換や議論を行う。

② 「ボランティア活動」「異年齢集団活動」

- ・「第二長寿園」との定期的な交流や、縦割り集団での行事で多様なかわりを持つ。

(6) 家庭や地域と連携した取り組み

◎家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

① いじめアンケートを活用した連携

- ・アンケート調査の結果を、保護者懇談会、学校便り等で周知するとともに、地域全体でいじめに取り組む気運を高める。

② 非行・被害防止講座の実施

- ・「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

③ 家庭・地域からの相談窓口の設置

- ・学校内の相談体制を活用し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

☆未然防止の取組についての検証の視点

① 学校評価アンケートでの検証

- ・学校評価アンケートに、「いじめの未然防止についての取組」に関わる質問項目を設定し、その数値を検証する。

② 上記(1)~(6)の取組の検証

- ・各年間指導計画を基に、進捗状況を学期ごとに確認し、課題及び改善策を明らかにして以降の取組につなげていく。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(1) 小さなサインを見逃さない

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
生徒の表情、他との距離感、自傷行為の有無など
- ・個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換し情報を共有する。

(2) 定期的なアンケートの実施

- ・定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。
→いじめアンケートの内容を簡略化し、毎月1回生徒にアンケートを行う。
また、並行して学期に1回・保護者へのアンケートも行う。
- ・傍観者とならず、いじめを止めさせる行動がとれる手段であることを指導する。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、相談できる体制を整備する。
- ・保健室、SC、HF相談員の効果的な活用を図る。

(4) 発見のポイント (チェック項目)

【登下校時】

- 理由もなく、一人で朝早く登校する。 一緒に登校する友だちが違ってくる。
- 教職員と視線を合わさないようになる。 元気がなく、浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- 登校手段が変化する。(自転車通学から徒歩に変わる等)
- 特に用事もないと思われるのに、教職員に近づいてくる。
- 遅刻、欠席が増える。 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。



【朝のホームルーム】

- 体調不良を訴える。(頭痛、腹痛、吐き気等)
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。 提出物を忘れて、期限に遅れたりするようになる。
- 表情が暗く、どことなく元気がない。 担任が教室に入室後、遅れて入室するようになる。

【授業中】

- 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。 授業道具等の忘れ物が目立つようになる。
- 決められた座席と違う座席に座っている。 周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。
- 教科書、ノート等に落書きが目立つ。 遅れて授業に入ってくる。
- 他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。 課題を代わりにやらされる。
- 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。 特定の生徒の机との距離を離す。
- 筆圧が弱くなる。 椅子や机が壊されたり、所持品や机などに落書きされる。

【休み時間・清掃時間・帰りのホームルーム・放課後等】

- 休み時間に保健室や職員室に来て時間を過ごす。 トイレに長く入っている。
- 遊びの中でいつも同じことをやれされる。
- 遊びの中で、笑ひ者にされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- プロレスごっこ等のような遊びによく加えられている。
- 持ち物がなくなったり、掲示した作品等にいたずらされる。
- 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- 今までのグループからはずれて、一人ボツンとし、沈みがちになる。
- 急いで一人帰宅する。 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【家庭】

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをししたりしている。 風呂に入りたがらなくなる(傷跡を隠す)
- 学用品や所持物が紛失したり、壊されたりしている。 食欲がなく、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ナイフなどを隠し持つことがある。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 登校時刻、長期休業明け、連休明け、週明け等に、身体の不調を訴え登校を渋る。
- 家庭から品物やお金を持ちだしたり、余分な金品を要求したりする。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。 ゲーム機などに熱中し、現実から逃避する。

【ネットいじめ】

- パソコンや携帯・ネット機器を頻繁にチェックする、又は、まったく触れようとしなくなる。
- 親が近付くと画面を切り替えたり隠そうとしたりする。 着信音に怯えるような態度をとる
- インターネットやライン等に悪口を書きこまれる。 SNSのグループから故意に外される。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動。 電話やメールの受信後、そっと出かけようとする。

5 校内の指導体制（日常的な全職員による組織的対応）

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ・生徒の様子や「タイムくん」等から、いじめのサインに気づくように日頃から心がける。 ・子ども同士が触れ合い、互いの理解深める場や活動を設定する。 ・小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ・訴え、相談があったら迅速に対応する。 ・「いじめ」に気づいたときは、焦らない、慌てない。（直ちに報告）一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、組織的に対応する。 ・いじめ問題対策チームの方針のもと、連携して対応を行う。
授業担当	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中でのいじめの信号を見逃さない。 ・いじめをキャッチしたら迅速に担任や生徒指導担当者と情報交換し、積極的に支援、協力する。
生徒指導・教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持ち、いじめが発見された場合は、即時に対応する。（校長への報告、いじめ対応チームによるケースカンファレンス） ・学級担任を精神的に支える。（共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える） ・いじめを学級や部活等だけの問題にしないで、学校全体で解決する。 ・職員朝礼、生徒指導部会、職員会議（生徒理解の時間を十分に取る）等の場で、その解決策について意見を出し合い、校内の日常の指導体制を確立する。 ・「いじめアンケート」を実施、その後すぐに学級毎に教育相談週間を設け、生徒全員と面談し、学習や生活について相談する中で、いじめには組織的に対処する。 ・必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談等を行う。 ・年に2回、適時いじめ対応アドバイザーを要請し、生徒観察の後、管理職と生徒指導主事で学校の近況説明と生徒指導上の課題等を報告し、アドバイザーから助言をいただく。 ・警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラーや「あすなろ」等の専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に、校長・教頭・生徒指導担当に伝える。 ・訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、子どもの心の流れに沿った柔軟な考えを持って、接し、苦しみと苦悩を共にする。 ・信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気づかせる。
校長教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」は人権に関わる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、<u>学校を挙げての組織的な協力体制の確立に努める。</u> ・全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。 ・一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。 ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校便り等を通じて緊密な連携協力を図る。

☆心配される生徒の状況・事実を的確に必ず記録（生徒指導記録）しておく

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針 チェックリスト

※ 本チェックリストは、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（以下指針）に記載されている基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、指針及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリストⅠ】 平常時からの備え

1. 学校における平常時からの備え（p11～12 参照）

チェックポイント	チェック
自殺のほのめかしや深刻な自傷行為など、自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際に、必要に応じて、保護者と情報共有しつつ、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行えるよう、平常時に、危機対応のための体制づくりやマニュアルづくり等を進めている。	□
全ての教職員が児童生徒の自殺のサインを見逃すことなく、的確な対応ができるよう、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」や、「生徒指導提要」を参考に、児童生徒の自殺予防に関する校内研修を実施している。	□
医療機関、福祉機関等（例：児童相談所、精神保健センター、こども家庭センター）の関係機関との連携をより効果的に進めるために、平常時から地域にどのような関係機関があるのかを把握し、日常的に連携する体制を構築している。	□
「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の変化や危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めている。	□
児童生徒の異変を感じ取った際は、学校内で速やかに情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携して対応することができるよう、教育相談体制の充実を図っている。	□

【確認：○年○月○日、確認者 _____】

6 いじめの早期対応（いじめ問題対策チーム）

（1）いじめられている子には

**いじめられている子への対応は、言い聞かせることではない。
本人の訴えを本気になって傾聴することが大切。**

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。 →傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す。 →教師は絶対的な味方
- ③ 見守：長期的に注意深く観察する。
- ④ 回復：安心して学校生活が過ごせるよう支援する。
- ⑤ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。

※心理的ケアを十分
に行う

（2）いじめている子には

**その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、
注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。**

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決めつけない。
- ② 傾聴：不満・安心等の訴えを十分に聴く。 →受容的態度
- ③ 内省：いじめられる子のつらさに気づかせる。
→いじめは絶対に行けないことの指導 →いじめている子もつらい立場かもしれない。
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。 →いじめエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。 →成長への信頼

※心理的ケアを十分
に行う

(3) いじめられている子の保護者には

保護者の気持ちを十分に受け止め、どんな些細な相談でも真摯に受け止め、誠意ある対応を心掛ける。

- ① いじめの事実をその日のうちに、正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。 →不用意な発言をしない
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・自己防衛的な発言
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言 ・具体性のない発言
 - ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・「被害者保護優先」を無視した発言
- ④ 家庭との連絡を密にする。
(被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼)

※被害者の保護者に、具体的な取組みをきちんと伝えて理解を得る。

(4) いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。(怒り、なさけなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

(5) 学級には

教師は「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り組むようにする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられる」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を作る。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化…いじめは許されない行為である
- イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
- ウ 行動方針の発見…内省による具体的行動
(是認、黙認 →責任の確認)、人権意識の育成、信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

(6) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① いじめ問題対策チームを中心に、町教育委員会の指導のもと、いじめ問題を解決していく。
- ② 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制については、全教職員で確認しておく。
 - ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
 - ・具体性のない発言
- ③ ネット上のいじめに対して、プロバイダに削除を求めたり、必要に応じて法務局の協力を求める。

☆いじめに対する措置を行った場合、必ず事実を的確に記録して残しておくこと

☆いじめの解消とは ①いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）により適切に対応する。なお令和6年8月に改訂され、それに沿った対応を行う。

(1) 重大事態の発生と調査

◎ 次の場合、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。

- ① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 心身に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 - 上記目安にかかわらず、一定期間連続して欠席している場合。
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態として報告・調査に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係に確認を行う。

(2) 重大事態の報告

- ◎ 学校は、重大事態が発生した場合（上記①、②、③）直ちに能登町教育委員会へ報告する。

(3) 調査の主体及び組織

- ◎ 能登町教育委員会の判断のもと行う。
 - ・密接に連携して、情報収集などの初期的な調査は公平性・中立性を確保し学校が中心となって行う。
 - ・自殺事案やいじめを受けた側と行った側の主張が異なる事案等は調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、その観点から第三者性が確保された調査組織を設置する。第三者とは、教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察へ通報援助を求め、連携して対応する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ◎ 調査を始める前に対象生徒・保護者への事前説明を行い、共通理解を図りながら進める。
 - ① 重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項（別紙：いじめ重大事態に係る申立様式）
 - ・重大事態の別・根拠
 - ・調査の目的
 - ・調査組織の構成に関する意向の確認
 - ・調査事項の確認
 - ・調査方法や調査対象についての確認
 - ・窓口となる担当者や連絡先の説明紹介
 - ② 調査体制が整った段階で説明する事項
 - ・調査の根拠
 - ・調査組織の構成
 - ・調査時期・期間
 - ・調査事項とその対象
 - ・調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
 - ・調査結果の提供
 - ・調査終了の対応
- ◎ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ① たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢を持つ。
 - ② 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

◇いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から十分に質問紙・聞き取り調査を行う。

- ・いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守る。
- ・事実確認とともにいじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- ・必要に応じて、関係機関ともより適切に連携して対応に当たる。

イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡などで聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査、聞き取り調査を行う。

【自殺の背景における留意事項】

◎ 亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずる。

① 背景調査は、能登町教育委員会の指導のもと行う。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、詳しい調査の実施を提案する。
- ・遺族に対し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、合意しておく。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。(断片的な情報で誤解を与えない)
- ・報道に対しては、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があること等を踏まえる。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に適切に情報を提供する。

- ・他の生徒のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。
- ・アンケートや調査は、あらかじめ、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置を講じる。

③ 調査結果については、能登町町長に報告する。

- ・いじめを受けた生徒やその保護者が希望する場合、いじめを受けた生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、再発防止策を含め、調査結果の報告に添えて能登町町長等に送付する。